

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十七号

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則

(趣旨)

第一条 広島県附属機関設置条例(平成二十六年広島県条例第三号)第二条第二項の規定に基づき、別表に掲げる広島県公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員会の組織及び運営についてはこの規則の定めるところによる。

(所掌事務)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じ、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する。

(組織)

第三条 委員の定数は、別表に定めるとおりとする。

2 委員は、専門知識その他の契約の相手方の選定に必要な識見を有する者から、知事が任命する。

3 委員の任期は、前条の諮問に係る調査審議が終了するまでとする。

(部会)

第四条 委員会には、部会その他の合議制の機関を置くことができる。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第一条・第三条関係)

名	称	委員の定数
広島県総務局広報施策公募型プロポーザル選定委員会		一〇人以内
広島県総務局情報システム公募型プロポーザル選定委員会		一〇人以内
広島県地域政策局選挙広報公募型プロポーザル選定委員会		一〇人以内
広島県商工労働局職業能力開発施策公募型プロポーザル選定委員会		一〇人以内
広島県商工労働局産業振興施策公募型プロポーザル選定委員会		二〇人以内
広島県商工労働局ひろしまブランド推進施策公募型プロポーザル選定委員会		一〇人以内
広島県商工労働局観光施策公募型プロポーザル選定委員会		三〇人以内

広島県商工労働局海の道プロジェクト公募型プロポーザル選定委員会

一〇人以内